

令和3年第4回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和3年12月8日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度一般会計補正予算(第4号))	1
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	4
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
議案第 1 0 3 号	日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結について	6
議案第 1 0 4 号	四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について	8
議案第 1 0 5 号	四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について	15
議案第 1 0 6 号	四万十町基金条例の一部を改正する条例について	18
議案第 1 0 7 号	四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	19
議案第 1 0 8 号	四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	20
議案第 1 0 9 号	四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について	32
議案第 1 1 0 号	四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について	35
議案第 1 1 1 号	令和3年度四万十町一般会計補正予算(第5号)	別冊
議案第 1 1 2 号	令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 3 号	令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 4 号	令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 5 号	令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 6 号	令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 7 号	令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 8 号	令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 1 9 号	令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第 1 2 0 号	令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第 1 2 1 号	令和3年度四万十町水道事業会計補正予算(第2号)	別冊

■承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度四万十町一般会計補正予算(第4号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年9月17日付けで専決処分に付した令和3年度四万十町一般会計補正予算第4号について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

先の議会9月定例会で審議された令和3年度一般会計補正予算第3号の決定後に台風14号による災害が生じたことに伴い、河川へ流入した土砂等の撤去や浸水家屋のし尿処理運搬、滞在型市民農園施設の復旧など、被災後直ちに必要となる経費を計上したほか、川ノ内、奈路、平野地区における施設規模の大きい頭首工の災害復旧工事に際し、専門の測量設計を行う必要が生じたため、測量設計委託料を計上するなど、歳入歳出それぞれ15,000千円を追加計上したものです。

【補正内容】

令和3年度四万十町一般会計補正予算(第4号)第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【地方債の状況】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法(抜粋)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

地方債残高見込（全会計）

地方債の前々年度における現在高ならびに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

会 社 名	令和元年度 現在 高	令和2年度末 現在 高	令和3年度中増減見込額		令和3年度末 現在高見込額
			令和3年度中 起 債 見 込 額	令和3年度中 元金償還見込額	
1. 一 般 会 計	18,567,369	18,577,532	2,958,300	1,940,590	19,595,242
2. 簡易水道特別会計	3,125,581				
3. 農業集落排水特別会計	117,747	102,894	5,400	15,239	93,055
4. 下水道特別会計	223,447	199,331	19,300	24,617	194,014
5. 大正診療所特別会計	265,579	270,992	21,200	21,082	271,110
6. 十和診療所特別会計	22,600	24,800	0	1,034	23,766
7. 四万十荘特別会計		0	4,000	0	4,000
8. 水道事業	994,234	※3,763,677	70,800	357,790	※3,476,687
全 会 計 合 計	23,316,557	22,939,226	3,079,000	2,360,352	23,657,874

※ 旧簡易水道特別会計分含む

＜参考＞ 一般会計のうち、「過疎対策債」及び「合併特例債」の状況

■ 過 疎 対 策 債	[令和元年度]	[令和2年度]	[令和3年度]	[令和3年度末残高]
当該年度の起債(借入)額	1,037,100	990,500	1,463,400	
当該年度の元金償還額	641,431	694,664	743,743	6,775,124

起債額のうち
翌年度への繰越分を除く
↑
起債予定額のうち
前年度からの繰越予定分を含む
↓

■ 合 併 特 例 債	当該年度の起債(借入)額	当該年度の元金償還額
	221,100	686,312
	307,200	679,988
	131,000	457,308
		4,537,859

注) 各年度の起債(借入)額は翌年度への繰越を加味(実際の借入予定年度に計上)しているため、予算計上額とは異なる

令和3年度「地方債」借入見込額及び充当先一覧

■一般会計／現年度分

単位：千円

起債の 目的	歳出予算科目			充 当 事 業 名	事 業 内 容 等	起 債 見 込 額 （ 限 度 額 ）		
	款	項	目			補 正 前	補 正 額	補 正 後
公 共 事 業 等 債	6	1	5	農村地域防災減災事業	県営地域ため池総合整備事業負担金	16,000		16,000
				公 共 事 業 等 債 計		16,000	0	16,000
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	8	4	2	公営住宅建設事業	奥内第3団地新築工事	32,400		32,400
				公 営 住 宅 建 設 事 業 債 計		32,400	0	32,400
災 害 復 旧 事 業 債	11	1・2	—	現年発生補助災害復旧事業	公共土木施設・農林水産施設	118,000		118,000
				過年発生補助災害復旧事業	公共土木施設・農林水産施設	25,200		25,200
				現年発生単独災害復旧事業	公共土木施設・農林水産施設	900	10,100	11,000
				災 害 復 旧 事 業 債 計		144,100	10,100	154,200
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	6	1	5	上谷池改修事業	改修工事	3,000		3,000
	6	2	1	山地災害防止事業	山地災害防止工事	5,000		5,000
	8	2	3	県道改良事業負担金	県道改良工事負担金	6,600		6,600
	8	2	3	周辺整備事業	高速道路周辺整備工事	5,400		5,400
	8	2	3	町道防災対策事業	町道防災対策工事	5,000		5,000
	8	3	2	がけ崩れ住家防災対策事業	がけ崩れ住家防災対策事業	28,200		28,200
	9	1	5	急傾斜地崩壊対策事業	県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	5,300		5,300
				緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債 計		58,500	0	58,500
緊 急 浚 渫 推 進 事 業 債	8	3	1	河川維持管理費	浚渫工事	24,000		24,000
				緊 急 浚 渫 推 進 事 業 債 計		24,000	0	24,000
合 併 特 例 事 業 債	2	1	10	文化的施設整備事業	設計、用地補償、地質調査	104,900		104,900
	9	1	5	避難設備・運営体制整備事業	防災備蓄倉庫整備	11,100		11,100
				合 併 特 例 事 業 債 計		116,000	0	116,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	8	5	1	吉見川浸水対策事業	茂串ポンプ場防災倉庫設計委託・用地購入	25,700		25,700
	9	1	5	津波避難対策推進事業	興津地区津波対策高台用地整備、津波避難路等整備	24,300		24,300
				防災施設整備事業	音声告知設備再構築	175,300		175,300
					非常用発電機整備	3,700		3,700
				緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債 計		229,000	0	229,000
公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債	6	3	2	志和漁港長寿命化事業	漁港修繕設計委託	4,500		4,500
				公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 債 計		4,500	0	4,500
過 疎 対 策 事 業 債	2	1	5	ケーブルシステム機器整備事業	光回線終端装置再構築委託、インターネットシステム再構築委託	235,800		235,800
	2	1	6	移住定住促進事業	中間管理住宅整備	22,600		22,600
	4	2	2	塵芥収集車購入事業	塵芥収集車購入	7,400		7,400
	6	1	2	総合交流拠点施設改修事業	道の駅十和改修設計委託・工事、駐車場整備工事・用地購入	26,500		26,500
	6	1	3	競争力強化生産総合対策事業	競争力強化生産総合対策事業補助金	50,000		50,000
	6	1	5	土地改良事業	県営土地改良事業負担金	2,700		2,700
				農地耕作条件改善事業	農地耕作条件改善工事	7,500		7,500
	6	2	2	バイオマス利用推進事業	薪ボイラー設置工事	28,500		28,500
	6	2	5	林道維持管理費	林道橋梁修繕設計委託・工事	9,800		9,800
					林道トンネル修繕工事	1,100		1,100
	7	1	1	コワーキングスペース整備事業	コワーキングスペース整備	75,500		75,500
	7	1	3	道の駅四万十大正再整事業	道の駅四万十大正再整備設計委託、工事	15,600		15,600
				ホビー館改修事業	ホビー館改修工事	19,200		19,200
				三島キャンプ場改修事業	トイレ棟等改修工事	1,700		1,700
	8	2	3	町道改良事業	22路線	163,400		163,400
				橋梁修繕及び耐震補強事業	橋梁修繕	94,800		94,800
				トンネル修繕事業	トンネル修繕工事	40,600		40,600
				高速道路周辺整備事業	高速道路周辺整備	31,100		31,100
	9	1	2	高幅消防組合負担金	救急車整備	10,800		10,800
	9	1	4	消防施設整備事業	消防ポンプ車整備	26,300		26,300
	10	2	1	小学校遊具改修事業	改修工事	14,400		14,400
				小学校トイレ改修事業	設計	900		900
	10	3	1	中学校テニスコート改修事業	設計	4,500		4,500
	10	4	5	窪川四万十会館改修事業	改修工事等	21,100		21,100
	10	5	1	丸山体育館改修事業	改修工事	8,500		8,500
	10	5	2	十和給食センター厨房機器整備事業	厨房機器入替工事	5,900		5,900
				過 疎 対 策 事 業 債 [ハ ー ド 分] 計		926,200	0	926,200
ソ フ ト 分	2	1	3	過疎地域自立促進特別事業基金造成事業	過疎地域自立促進特別事業基金造成	188,800		188,800
	8	2	3	橋梁一括点検調査事業	橋梁一括点検調査委託	38,600		38,600
	10	1	6	昭和教員住宅解体撤去	解体工事	6,500		6,500
	10	4	2	中平家屋敷解体撤去	解体工事	5,200		5,200
				過 疎 対 策 事 業 債 [ソ フ ト 分] 計		239,100	0	239,100
				過 疎 対 策 事 業 債 計		1,165,300	0	1,165,300
臨 時 財 政 対 策 債	—	—	—	臨時財政対策債	※一般財源のため充当事業なし	320,800		320,800
				臨 時 財 政 対 策 債 計		320,800	0	320,800
一 般 会 計 / 現 年 度 分 借 入 見 込 額 計						2,110,600	10,100	2,120,700

【参 考】

前年度繰越分 借入見込額計	837,600
本年度「公債費(元金償還金)」見込額	1,940,590
本年度「地方債増減」見込額	1,017,710
本年度末「地方債残高」見込額	19,595,242

■諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員中津吉弘氏の任期が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、後任の候補者として引き続き同氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦する者の氏名等】

住 所	四万十町香月が丘 [REDACTED]
氏 名	中津 吉弘 （なかつ よしひろ）
生年月日	[REDACTED] （66 歳）
推薦理由	中津氏は、平成28年3月に退職されるまでの37年間、県立学校教員として教務に携わり、在職中は同和教育主任を務めるなど、学校教育全体の中で人権問題に関わり、継続的に実践してこられました。 温厚誠実な人柄で、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）

■諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員山本弘光氏の任期が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、後任の候補者として、樋口寛氏を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦する者の氏名等】

住 所	四万十町八千数 [REDACTED]
氏 名	樋口 寛 （ひぐち ひろし）
生年月日	[REDACTED] （62 歳）
推薦理由	樋口氏は、四万十町役場を令和2年3月に退職されるまでの38年間、町職員として地方行政に携わり、在職中は職員の立場や町人権教育研究協議会の活動等を通じて人権について理解を深めてこられました。 現在は、四万十町スクールガード・リーダーや四万十町少年補導員として子ども達の安全・安心の見守り活動に携わるとともに、東又地区区長会長を務められ、地域の人々の信頼も厚く、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命） 第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。 （委員の推薦及び委嘱） 第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。 2 （略） 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。 4～8 （略）
--

■議案第 103 号 日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

【要旨】

1954 年 3 月に架設した榊山町の日乃出橋については、長寿命化計画に基づく橋梁点検の結果、通行に支障が生じる恐れのある箇所が確認されたため、修繕工事を行うこととしています。本議案は、一般指名競争入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和 3 年度 道メ補 第 1-1-10 号 日乃出橋橋梁修繕工事
工 事 場 所	四万十町 榊山町 地内
契 約 の 金 額	45,115,400 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,101,400 円）
契 約 の 相 手 方	四万十町平串 584 番地 有限会社 三浦建設 代表取締役 三浦 新平
工 期	議決日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで
工 事 概 要	伸縮継手設置工 L=30.8m 橋面防水工 A=217.1m ² 排水施設設置工 L=22.0m 断面修復工 V=0.84m ³ 表面処理工(舗装) A=374.1m ²

【位置図】



【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

入 札 資 料			
工 事 名	日乃出橋橋梁修繕工事		
工 事 番 号	令和3年度 道メ補 第1-1-10号		
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）		
入 札 日 時	令和3年11月25日 午前9時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格 ①	51,458,000 円	最低制限価格	45,115,400 円
落札決定金額 ②	45,115,400 円	落札率	②／①＝ 87.67%
契 約 金 額	45,115,400 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 4,101,400 円	
請 負 者 名	高岡郡四万十町平串584番地 有限会社 三浦建設		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
(有)三浦建設	45,115,400 円	落	
(株)生田組	45,115,400 円		
備 考	2者の入札が同額であったため、くじにより落札者を決定。 金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第 104 号 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例について

【要旨】

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）が改正され、選挙公営制度が町村の選挙にも拡大されたことに伴い、本町における選挙公営に関する条例を定めるものです。

【選挙公営制度に係る法改正の概要】

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）では、お金のかからない選挙を実現するとともに候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度（選挙公営制度といいます。）が設けられています。

人口減少が続く中、地域社会の様々な課題について民主的に合意形成していく地方議会の役割は重要ですが、一方で地方議会に対する住民の関心は低下しており、人口減少・高齢化とも相まって、地方議会の議員のなり手不足が深刻化しています。

このため、町村の選挙における立候補の環境を改善することを目的に、これまで都道府県及び市を対象としていた選挙公営を町村にも同様に拡大し、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置としてその額を 15 万円とする供託金制度を導入するよう公職選挙法が改正され、令和 2 年 12 月 12 日から施行されています。

【条例の趣旨】

選挙公営制度については、それぞれの地方公共団体が条例を定めるところにより実施できるとされているため、この条例を制定するものです。

条例には、公職選挙法の規定に基づき、四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の公費負担について、必要な事項を定めています。

なお、公費負担の限度額は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）に準じた金額を規定しています。

【施行期日】

公布の日（公布日以後その期日を告示される選挙から適用）

【条例で規定する公費負担の対象及び限度額】

選挙公営制度は、供託物没収点以上の得票を得た候補者について、上限額の範囲内で実費分を公費負担することを基本としており、その費用は、候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等を候補者が選挙管理委員会に届出し、その業者等が町に請求する仕組みとなっています。

本町の条例で設定する公費負担の対象及び限度額は、次のとおりです。

1. 選挙運動用自動車の使用

公費負担の対象		上限額
一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー方式)	選挙運動自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日について1台に限ります。）	1日 64,500 円×5日＝322,500 円
その他の契約 (個別契約方式)	① 自動車の借入れ契約 選挙運動自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日について1台に限ります。）	1日 15,800 円×5日＝79,000 円
	② 燃料の供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,560 円×5日分＝37,800 円
	③ 運転手の雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日において1人に限ります。）	1日 12,500 円×5日＝62,500 円

※この制度を利用する候補者は、ハイヤー方式と個別契約方式のいずれかを選択します。ハイヤー方式は、道路運送法に規定する一般乗用旅客運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

※町議会議員選挙及び町長選挙の選挙期間は、公職選挙法により「少なくとも5日間」とされています。

2. 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	上限枚数(A)	上限単価(B)	限度額(A×B)
町議会議員選挙	1,600 枚	7 円 51 銭／枚	12,016 円
町長選挙	5,000 枚	7 円 51 銭／枚	37,550 円

※上限枚数は、公職選挙法により定められた枚数です。

3. 選挙運動用ポスターの作成

上限枚数(A)	上限単価(B)	限度額(A×B)
ポスター掲示場の数×1.2 〔10枚未満の端数切上げ〕	(525 円 6 銭×ポスター掲示場の数+50,000 円)÷ポスター掲示場の数 〔1 円未満の端数切上げ〕	ポスター掲示場の総数により変動します。

※ポスター掲示場が 246 か所の場合、上限枚数は 300 枚、上限単価は 729 円で、限度額は 218,700 円となります。

4. 無投票となった場合の取扱い

- ・選挙運動用自動車の使用 …………… 告示日のみ対象
- ・選挙運動用ポスター及びビラの作成 …………… 全て対象

5. 供託物没収点

- ・町議会議員選挙 …………… 有効投票総数 ÷ 議員定数 (16 人) × 1/10
- ・町長選挙 …………… 有効投票総数 × 1/10

【根拠法令】

公職選挙法（抜粋）

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第141条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。）一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

（1）・（2） （略）

2～6 （略）

7 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第1項の自動車を無料で使用することができる。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者に係る供託物が第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国庫に帰属することとならない場合に、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第94条第3項第1号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにある場合に限る。

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車の使用について、無料とすることができる。

（文書図画の頒布）

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

（1）～（6） （略）

（7） 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 1,600枚

2～9 （略）

10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第1項第1号から第2号までの通常葉書及びビラを無料で作成することができる。この場合においては、第141条第7項ただし書の規定を準用する。

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第3号から第7号までのビラの作成について、無料とするこ

とができる。

12・13 （略）

（文書図画の掲示）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

- （1） 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- （2） 第141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- （3） 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- （4） 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
- （4の2） 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
- （4の3） 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
- （5） 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2～13 （略）

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第1項第1号及び第2号の立札及び看板の類、同項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第5号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第141条第7項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

16～19 （略）

【参考法令】

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号） 抜粋

（自動車の使用の公営）

第109条の4 （略）

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この条において「特定候補者」という。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額については、法第141条第7項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（1） 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下この項において「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、3台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか1台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか2台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超える場合には、64,500円）の合計金額

（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下このイにおいて「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、3台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか1台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか2台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該特定候補者につき法第86条第1項から第3項まで若しくは第8項若しくは第86条の4第1項、第2項若しくは第5項の規定による公職の候補者の届出又は法第86条の3第1項の規定による参議院名簿の届出（同条第2項において準用する法第86条の2第9項の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日（法第100条第1項又は第4項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第5項の規定による告示の日。第4項において同じ。）までの

日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)

- ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、3人以上）の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一人（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人）の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額
- 3 前項の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同項第1号に定める契約と同項第2号に定める契約とのいずれかが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該特定候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。
- 4 法第141条第7項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、64,500円（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、129,000円）に、当該特定候補者につき法第86条第1項から第3項まで若しくは第8項若しくは第86条の4第1項、第2項若しくは第5項の規定による公職の候補者の届出又は法第86条の3第1項の規定による参議院名簿の届出（同条第2項において準用する法第86条の2第9項の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、第2項の支払の請求の手續その他法第141条第7項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（ビラの作成の公営）

第109条の8 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が法第142条第10項（同項のビラの作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第2項第1号中「35,000枚」とあるのは「50,000枚」と、「7円71銭」とあるのは「7円51銭」と、同項第2号中「35,000枚」とあるのは「50,000枚」と、「269,850円と6円66銭」とあるのは「375,500円と5円2銭」と、同条第3項中「7円71銭」とあるのは「7円51銭」と読み替えるものとする。

（ポスターの作成の公営）

第110条の4 法第143条第14項（同項のポスター（以下この条において「特定ポスター」という。）の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において特定ポスターの作成に関し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選

挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

- 2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。）が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額）に当該特定ポスターの作成枚数（当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては70,000枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額については、法第143条第14項後段において準用する法第141条第7項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 262,530円と27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 36円

- 3 法第143条第14項に規定する政令で定める額は、特定候補者一人について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合 前項第1号に定める金額に特定ポスターの作成枚数（当該作成枚数が当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数を超える場合には、当該2を乗じて得た数）を乗じて得た金額

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 前項第二号に定める金額に特定ポスターの作成枚数（当該作成枚数が70,000枚を超える場合には、70,000枚）を乗じて得た金額

- 4 前3項に定めるもののほか、第2項の支払の請求の手續その他法第143条第14項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

■議案第 105 号 四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について

【要旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本町が策定した過疎地域持続的発展計画に基づき産業の振興を図るため、指定する業種において設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税を免除する条例を定めるものです。

【条例の内容】

1. 対象となる業種（持続的発展計画において振興すべき業種として定められたもの）
製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業

2. 対象者

令和 3 年 4 月 1 日以後に、産業振興促進区域内において、対象となる業種の事業の用に供する設備で、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に定める特別償却の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が一定額以上のもの（以下「特別償却設備」といいます。）の取得等をした者（資本金の額等が 5,000 万円超の法人が行うものにあつては、新設又は増設に限ります。）

〔対象業種及び要件〕

業種	資本金（法人の場合）	投資額
製造業又は旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上
	5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上
	1 億円超	2,000 万円以上
情報サービス業等又は 農林水産物等販売業	—	500 万円以上

3. 対象となる設備

特別償却設備である家屋、機械及び装置並びに当該家屋の敷地である土地（令和 3 年 4 月 1 日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた土地に限ります。）

4. 課税免除の期間

新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年間

5. 減収補てん措置

当該課税免除を行った場合、その減収額の 4 分の 3 を基準財政収入額から控除することにより、普通交付税による減収補てん措置があります。

6. 旧過疎法に基づく課税免除条例の廃止等

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に規定する過疎地域の産業振興を図るため、四万十町固定資産税の課税免除に関する条例を制定し、税制面からの支援として固定資産税の課税免除を行ってきましたが、同法が令和 3 年 3 月 31 日をもって失効したことに伴い、同条例を廃止するものです。

なお、廃止前の同条例の規定により課税免除を受けている者については、なお従前の例によるものとします。

【施行期日】

公布の日（令和 3 年 4 月 1 日から適用）

【関係法令】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第 24 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第 14 条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降 3 箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあっては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）
抜粋

（法第 24 条に規定する総務省令で定める場合）

第 1 条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第 24 条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

（1） 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第 2 条第 2 項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、同条第 1 項に規定する過疎地域の区域（令和 3 年 3 月 31 日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 1 項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第 42 条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 41 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。）又は法附則第 5 条に規定する特定市町村の区域（法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。）のうち法第 8 条第 1 項に規定する市町村計画に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 12 条第 3 項の表の第 1 号の中欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第 12 条第 3 項の表の第 1 号の下欄又は第 45 条第 2 項の表の第 1 号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第 23 条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等（（1）において「資本金の額等」という。）が 5 千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。次条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。）をした者（第 2 号及び第 3 号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

（イ） 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。次条第 1 項第 1 号において同じ。）
5 百万円（資本金の額等が 5 千万円超 1 億円以下である法人が行うものにあつては 1 千万円とし、資本金の額等が 1 億円超である法人が行うものにあつては 2 千万円とする。）

（ロ） 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（法第 23 条に規定するものをいう。次条第 1 項第 1 号において同じ。） 5 百万円

ロ （略）

2 （略）

3 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

■議案第 106 号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。）に規定する過疎地域の自立促進を図るため、四万十町過疎地域自立促進特別事業基金を設置して過疎地域自立促進特別事業を実施してきましたが、同法が令和 3 年 3 月 31 日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）が令和 3 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、四万十町過疎地域持続的発展計画に基づく過疎地域持続的発展特別事業を実施するため、条例を改正するものです。

なお、旧法に基づき積み立てた基金の残高は、四万十町過疎地域持続的発展計画に定める過疎地域持続的発展特別事業の財源に充当できるとされています。

【改正内容】

基金の名称及び設置の目的を改めます。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

改正後			改正前		
(設置)			(設置)		
第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(15) <u>四万十町過疎地域持続的発展特別事業基金</u>	<u>四万十町過疎地域持続的発展計画</u> に定める <u>過疎地域持続的発展特別事業</u> に資する費用に充てる。	町長が定める額	(15) <u>四万十町過疎地域自立促進特別事業基金</u>	<u>四万十町過疎地域自立促進計画</u> に定める <u>過疎地域自立促進特別事業</u> に資する費用に充てる。	町長が定める額
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

■議案第 107 号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

出産育児一時金については、40 万 4 千円に 3 万円を超えない範囲で産科医療保障制度の掛金を加算した額を支給することとされており、加算の対象となる出産においては 1 万 6 千円の掛金を加算した 42 万円が支給されています。

この支給額について、産科医療保障制度の見直しにより、当該制度の掛金が 1 万 6 千円から 1 万 2 千円に引き下げられること、また、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額を維持すべきとされたことを踏まえ、現行の 40 万 4 千円から 40 万 8 千円に引き上げるため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）が公布されました。

本条例は、これらの改正に対応するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

出産育児一時金の支給額を 40 万 4 千円から 40 万 8 千円に引き上げます。

〔出産育児一時金の支給総額〕

現行	404,000 円	+	加算額 16,000 円	総額 420,000 円
改正後	408,000 円	+	加算額 12,000 円	総額 420,000 円

【施行期日】

令和 4 年 1 月 1 日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（出産育児一時金） 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 8 千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 （略）	（出産育児一時金） 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 4 千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 （略）

【根拠法令】

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）抜粋

（出産育児一時金の金額） 第36条 法第101条の政令で定める金額は、40万8千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、40万8千円に、第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。 （1）・（2） （略）

■議案第 108 号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）が令和 3 年 6 月 11 日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）が令和 3 年 9 月 10 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【条例改正の内容】

1. 現状及び見直しの趣旨

国民健康保険税額は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定されており、その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税額の軽減措置（7・5・2 割軽減）が講じられていますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を軽減するものです。

2. 軽減措置

○対象は、国民健康保険に加入している世帯の未就学児

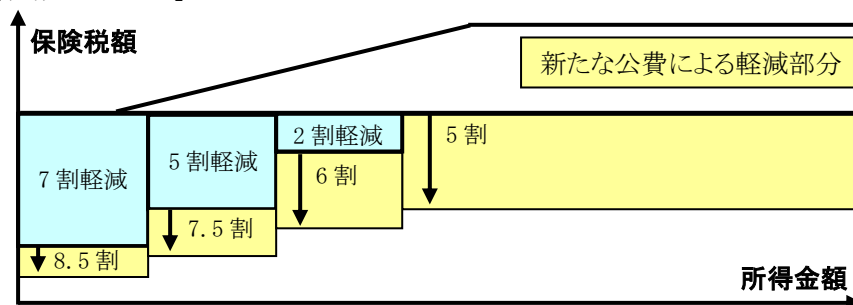
→ 対象者数：約 100 人（令和 3 年 10 月 1 日現在の未就学児保険者数）

○当該未就学児に係る均等割額について、法定軽減後の 5 割を公費により軽減

→ 国及び地方の負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

→ 対象保険税額見込：約 170 万円（うち町負担額は約 25 万円（令和 4 年度））

【軽減イメージ】



※例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから、8.5割軽減となります。

【未就学児 1 人に係る均等割額減額（基礎課税分と後期高齢者支援金分の合計額）】

軽減割合	均等割額（法定軽減後）	未就学児減額分	減額後均等割額
7 割軽減	6,720 円	3,360 円	3,360 円
5 割軽減	11,200 円	5,600 円	5,600 円
2 割軽減	17,920 円	8,960 円	8,960 円
軽減なし	22,400 円	11,200 円	11,200 円

【施行期日】

令和4年4月1日（字句の修正等に係る部分は公布の日）

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。<u>次号、第7条の2及び第23条第1項</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。<u>第3号、第7条の2及び同項</u>において同じ。）以外の世帯 19,800円 (2) ・(3) (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>基礎控除後の総所得金額等に100分の3.4を乗じて算定する。</u> (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。<u>次号、第7条の2及び第23条</u>において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。<u>第3号、第7条の2及び第23条</u>において同じ。）以外の世帯 19,800円 (2) ・(3) (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.4を乗じて算定する。</u> (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 2～8 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対

改正後	改正前
して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,200円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ)（略）	して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,200円 イ 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ)（略）

改正後	改正前
ウ～カ (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,200円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略)	ウ～カ (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,000円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,200円 イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略) ウ～カ (略)

2. 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）

改正後	改正前
がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u> ア <u>前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,400円</u> イ <u>前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,000円</u> ウ <u>前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,400円</u> エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,000円</u> (2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u> ア <u>前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 960円</u> イ <u>前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,600円</u> ウ <u>前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,560円</u> エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,200円</u>	
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。	(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等）をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合において、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。

改正後	改正前
係る配当所得等の金額」と、<u>第23条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、<u>第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</u>	係る配当所得等の金額」と、<u>第23条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
8 (略) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と	8 (略) 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と

改正後	改正前
あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)	あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)
10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

改正後	改正前
12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)	12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。 (特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

改正後	改正前
14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）	14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）
15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規	15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規

改正後	改正前
定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）	定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

■議案第 109 号 四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町では、清流四万十川と豊かな森林を生かしたキャンプ場が多数存在し、夏場には川遊びなどを中心とした体験コンテンツが豊富で多くの観光客が訪れていますが、半面、1月から3月の冬場には観光客の入込が落ち込む傾向があります。

このため、観光客に本町の豊かな自然をより身近に感じていただきながら、冬場でも楽しめる体験コンテンツとして、四万十ヒノキを活用したサウナを三島キャンプ場及びライダーズイン四万十に整備しますので、これらの利用料金を定めるため条例を改正するものです。

なお、三島キャンプ場のサウナについては、主にグループでの利用を想定し、施設内のどこにでも設置できる移動式サウナとしています。

【改正内容】

① それぞれの施設のサウナの利用料金を次のように定めます。

- ・三島キャンプ場…………… 1回（4時間以内） 5,000 円
- ・ライダーズイン四万十…………… 1人1回 1,000 円

② 字句の修正等を行います。

【施行日】

令和4年2月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり



〔設置型サウナ〕



〔移動式サウナ〕

四万十町昭和ふさと交流センター等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																							
(利用料金の納付) <u>第7条 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u> <u>2 利用料金は、別表に定める基準額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を加えた額（この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額とする。</u>		(利用料金の納付) <u>第7条 利用者は、別表に定める利用料金に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内において、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u>																																							
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）																																							
		<u>利用料金の上限</u>																																							
<table><tr><th>施設名</th><th>附属する設備 又は備品等</th><th>利用単位</th><th>利用料金（円）</th></tr><tr><td rowspan="3">三島ギャンプ場</td><td rowspan="3">バンガロー</td><td>1回（24時間以内 3人まで）</td><td>3,000</td></tr><tr><td>追加料金（1人増 すごとに）</td><td>1,000 （小学生以下 500）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>ふるさと交流センター</td><td>カヌー</td><td>1回（4時間以内）</td><td>2,000</td></tr><tr><td></td><td>ボート</td><td>4人</td><td>4,000</td></tr></table>	施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	利用料金（円）	三島ギャンプ場	バンガロー	1回（24時間以内 3人まで）	3,000	追加料金（1人増 すごとに）	1,000 （小学生以下 500）			ふるさと交流センター	カヌー	1回（4時間以内）	2,000		ボート	4人	4,000	<table><tr><th>施設名</th><th>附属する設備 又は備品等</th><th>利用単位</th><th>利用料金（円）</th></tr><tr><td rowspan="3">三島ギャンプ場</td><td rowspan="3">バンガロー</td><td>1回（24時間以内 3人まで）</td><td>3,000</td></tr><tr><td>追加料金（1人増 すごとに）</td><td>1,000 （小学生以下 500）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>ふるさと交流センター</td><td>カヌー</td><td>1回（4時間以内）</td><td>2,000</td></tr><tr><td></td><td>ボート</td><td>4人</td><td>4,000</td></tr></table>	施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	利用料金（円）	三島ギャンプ場	バンガロー	1回（24時間以内 3人まで）	3,000	追加料金（1人増 すごとに）	1,000 （小学生以下 500）			ふるさと交流センター	カヌー	1回（4時間以内）	2,000		ボート	4人	4,000
施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	利用料金（円）																																						
三島ギャンプ場	バンガロー	1回（24時間以内 3人まで）	3,000																																						
		追加料金（1人増 すごとに）	1,000 （小学生以下 500）																																						
ふるさと交流センター	カヌー	1回（4時間以内）	2,000																																						
	ボート	4人	4,000																																						
施設名	附属する設備 又は備品等	利用単位	利用料金（円）																																						
三島ギャンプ場	バンガロー	1回（24時間以内 3人まで）	3,000																																						
		追加料金（1人増 すごとに）	1,000 （小学生以下 500）																																						
ふるさと交流センター	カヌー	1回（4時間以内）	2,000																																						
	ボート	4人	4,000																																						

改正後				改正前			
一		乗り 6人 乗り	内) 1回(4時間以 内)		乗り 6人 乗り	内) 1回(4時間以 内)	5,000
		自転車	1回(2時間以 内) 追加料金(2時間 を超え1時間ごと に)		自転車	1回(2時間以 内) 追加料金(2時間 を超え1時間ごと に)	300 100
	キャンプサイ ト	1泊1人			キャンプサイ ト	1泊1人	480 (<u>小中学生</u> 190円) 就学前幼児 無料
	交流室	1か月			交流室	1か月	12,760
	宿泊棟	1泊1室		ライダ ーズイ ン四万 十	宿泊棟	1泊1室	1人 3,000 2人 5,000 3人 6,000 4人 8,000
	<u>サウナ</u>	<u>1人1回</u>			ベッド	1床	190
	ベッド	1床			布団	<u>一式</u>	480
	布団	<u>1組</u>			寝袋	1袋	100
	寝袋	1袋			洗濯機	1回	190
	洗濯機	1回			乾燥機	1回	100

■議案第 110 号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町昭和ふるさと交流センターは、住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資することを目的に設置したものです。

当該施設は、平成 31 年 4 月 1 日から一般社団法人四万十町観光協会が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和 4 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）第 4 条の規定により指定管理者の候補者として「一般社団法人四万十町観光協会」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施 設 の 名 称 等	四万十町昭和 669 番地 2 周辺一帯 四万十町昭和ふるさと交流センター
指 定 管 理 者	四万十町琴平町 1 番 1 号 一般社団法人四万十町観光協会
指 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき実施した公募に 1 者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、選定基準以上の得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスが図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（平成 18 年四万十町条例第 141 号）抜粋

（指定管理者）

第 3 条 （略）

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 （略）

4 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1） 第 1 条に規定する目的を達成する業務

（2） 施設の利用の許可に関する業務

（3） 利用料金の徴収及び減免に関する業務

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

5 （略）

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） （略）

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町昭和ふるさと交流センター)

1. 選定までの経過

令和3年9月27日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
10月11日	公募開始（広報・ホームページ）
10月11日～11月9日	公募期間
11月29日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称：四万十町昭和ふるさと交流センター
所 在 地：四万十町昭和 669 番地 2 周辺一帯
指定予定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

（1）申請団体数：1 団体

※申請資格要件を満たしていることが確認された。

（2）指定管理者候補者

- ・団体名称 一般社団法人四万十町観光協会
- ・代表者名 会長 池田 十三生
- ・所 在 地 四万十町琴平町 1 番 1 号

（3）候補者団体の設立目的及び主な業務内容（申請書類より抜粋）

四万十町及び近接観光地の紹介・宣伝並びに観光客への情報提供及び観光施設の充実改善を図り、各種イベントによる活性化をもって観光事業の振興及び地域産業の発展に寄与することを目的に設立。

- ・観光資源の開発と調査研究
- ・観光案内所の設置及び運営
- ・観光地及び観光に関する紹介及び宣伝並びに観光に関する情報の収集及び発信
- ・観光施設及び観光関係団体との連携
- ・地場製品の宣伝及び販売促進
- ・各種イベントに関すること

（4）候補者の実績

平成 19 年度から四万十町昭和ふるさと交流センターの指定管理を行っている。

4. 採点結果

指定候補者： 370 点（500 点満点） 割合 74.0%
次点候補者： なし

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条	採点 (満点)	得点
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	150	113
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	100	84
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	100	63
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	100	75
その他町長等が別に定める事項	50	35
合 計	500	370

※ 四万十町昭和ふさと交流センター指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 総合得点が6割に満たない場合は選定しない。
- ・ 応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める総合得点の6割に満たない場合は選定しない。

5. 選定委員

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 | 田村 敬子 |
| (2) 奥四万十観光協議会事務局長 | 鈴木 克彦 |
| (3) 株式会社高知銀行窪川支店支店長 | 泉 茂 |
| (4) 高知大学教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 | 岡村 健志 |
| (5) 株式会社モデルビレッジ代表取締役 | 小松 一之 |

